

仕 様 書

1 委託業務名

外国人材獲得のための相手国検討調査業務

2 業務の目的

三重県が外国人材の獲得及び定着を進めるにあたって有効となる施策の検討用基礎資料とするため、関係構築等の可能性を踏まえた相手国候補の選定に資する各国の基本情報と送出し機関の情報の収集、分析調査を行うもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）

4 業務の内容

（1）相手国候補の選定に係る基礎情報調査・分析

調査対象国は①とする。調査対象国について、②1）基本情報、2）送出し機関の状況を調査すること。なお、それぞれ項目に記載の例を基に調査事項を提案すること。

調査を踏まえ、調査対象国それぞれと三重県との関係構築等に対するメリット・デメリット等の分析を行うこと。

なお、①の調査対象国は必須としたうえで、契約額の範囲内で可能な追加調査を行うべき国（三重県が既に関係性を構築したベトナム、インドネシア以外）がある場合は提案すること。

①調査対象国

- 1) インド
- 2) ウズベキスタン
- 3) カンボジア
- 4) スリランカ
- 5) タイ
- 6) ネパール
- 7) パキスタン
- 8) バングラデシュ
- 9) フィリピン
- 10) ミャンマー

②基礎情報項目

1) 基本情報

(調査事項例)

- ・人口や年齢、性別の状況やそれらの推計
- ・GDPや年収、失業率、主な産業別労働力人口分布等の経済情報
- ・日本国内在留者数や在留資格別の推移
- ・現地における日本語能力試験や特定技能試験等の開催や受験者、合格状況
- ・高校、大学の進学率や高度人材の育成状況
- ・国内外就職の割合や、国外就職先（国別、産業別内訳）やその傾向と背景
- ・宗教や文化、交通ルール等の状況
- ・日系企業の進出状況やインバウンド客数等の周辺情報
- ・日本国政府や各都道府県等との外国人材獲得等に関する協力覚書等の締結状況

2) 送出し機関の状況

※各国、優秀な人材を安定的に確保できると考えられる3機関程度を目安とする

(調査事項例)

- ・送出し機関の実施体制および実績
 - 支所等の状況（所在地、名称等）
 - スタッフの状況（人数、国籍）
 - 候補生の人数、年齢分布
 - 教育費（入学金や授業料等候補生が負担する費用）
 - 人材の募集方法（以下機関等との連携の有無）
 - 現地教育機関（普通高校、専門高校、大学、短大）
 - 現地日本語学校
 - 現地政府機関
 - その他（職業訓練センター、自社HP等）
 - 対応在留資格（特定技能、技能実習等）
 - 対応業種（製造業、建設業、介護等）
 - 日本における事業所の有無
 - 日本への人材送り出し実績の詳細（都道府県別の人数、業種等）
 - 就職後のサポートの有無（実習生の相談窓口等）
- ・送出し機関の教育体制
 - 講師の数（国籍別内訳）
 - 日本語講師の採用基準（日本語教師の資格取得者、●年以上の経験等）
 - 候補生の日本語能力レベル
 - その他の教育状況（日本文化や生活ルール、ビジネスマナー、介護など業種ごとの実技教育、オンラインやオンデマンドの活用状況等）

5 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 業務報告書（A4版） 10部
- (2) 当該業務の遂行課程で取得し、または作成した資料 一式
- (3) 上記（1）及び（2）に係る電子データ 一式

6 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

7 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (3) 打ち合わせ協議後は速やかに協議記録を作成し、三重県に報告すること。
- (4) 必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
なお、令和8年12月上旬を目途に中間報告を行うこと。
- (5) 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (6) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。
- (7) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。